

## 第2回総務文教小委員会 次第

日 時： 平成15年10月24日(金) 午後2時00分から

会 場： 一宮スポーツ文化センター 2F第2研修室

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1)協議事項

協議総文第 1号 女性政策事業について (資料1)

協議総文第 2号 広報広聴関係事業について (資料2)

#### (2)提案事項

協議総文第 3号 納税関係事業について (資料3)

協議総文第 4号 消防防災関係事業について (資料4)

協議総文第 5号 市(町)立学校の通学区域について (資料5)

協議総文第 6号 文化振興事業について (資料6)

協議総文第 7号 コミュニティ施策について (資料7)

協議総文第 8号 その他事業について (資料8)

#### (3)合併協定項目について

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)

### 3 その他

総務文教小委員会の日程について (資料9)

### 4 閉 会

## 女性政策事業について（協定項目第23-1号）

女性政策事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	女性政策事業
調整方針	男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとし、今後もより一層の充実を図るものとする。

協議状況	
提案	平成15年 9月24日
協議	平成15年10月24日
確認	平成15年 月 日

## 広報広聴関係事業について（協定項目第23 - 4号）

広報広聴関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	広報広聴関係事業
調整方針	広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。 また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。

協議状況	
提案	平成15年 9月24日
協議	平成15年10月24日
確認	平成15年 月 日

## 納税関係事業について（協定項目第23 - 5号）

納税関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	納税関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1．尾西市・木曾川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。</li><li>2．納期前納付報奨金については、同一の制度のため現行のとおりとする。</li><li>3．口座振替については、一宮市の制度を適用する。</li><li>4．納税組合については一宮市のみ現行どおり実施するものとする。</li></ol>

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年 月 日
確認	平成15年 月 日

## 消防防災関係事業について（協定項目第23 - 6号）

消防防災関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	消防防災関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 .消防防災関係事業については、原則として一宮市の制度を適用するものとする。</li> <li>2 .少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合するものとする。</li> <li>3 .地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。</li> <li>4 .防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせるものとする。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しのうえ実施する。</li> </ol>

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年 月 日
確認	平成15年 月 日

## 市(町)立学校の通学区域について(協定項目第23-24号)

市(町)立学校の通学区域に係る調整方針(案)を次のとおり提案する。

協定項目	市(町)立学校の通学区域
調整方針	当面は現行どおりとするが、新市において小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行うものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年 月 日
確認	平成15年 月 日

## 文化振興事業について（協定項目第23 - 26号）

文化振興事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	文化振興事業
調整方針	1．文化、レクリエーション団体については、合併後2年以内に統合するものとする。 2．美術展については、合併時に統合するものとする。 3．文化財の保護、管理については一宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐり等については合併時に統合するものとする。 4．文化ホール事業については、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会については新市においても適用するものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年 月 日
確認	平成15年 月 日

## コミュニティ施策について（協定項目第23 - 27号）

コミュニティ施策に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	コミュニティ施策
調整方針	1 . 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとする。 2 . 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用するものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年 月 日
確認	平成15年 月 日



## その他事業について（協定項目第23 - 29号）

その他事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	その他事業
調整方針	1．総合計画については新市発足後、新たに策定するものとする。 2．市民総合相談については、現行のとおり一宮市で実施するものとし、その他の相談については合併後1年以内に調整するものとする。 3．指定金融機関、収納代理金融機関等については一宮市の制度を適用するものとする。また、郵便局での納期内分の取扱いについては、新市で検討する。 4．個人情報保護制度及び情報公開制度については、一宮市の制度を適用するものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月24日
協議	平成15年 月 日
確認	平成15年 月 日

## 総務文教小委員会の日程について

## ・委員会の日程

平成15年中に予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
3	11月26日(水)午後2時	一宮地場産業ファッションデザインセンター 2階 第1会議室
4	12月19日(金)午後3時	同 上

**協 議 附 属 資 料**

**< 協議総文第3号 23 - 5 納税関係事業 >**

平成15年10月24日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
総務文教小委員会**

# 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 税務分科会

協議項目	納税関係事業			
調整方針(案)	1. 尾西市・木曽川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。 2. 納期前納付報奨金については、同一の制度のため現行のとおりとする。 3. 口座振替については、一宮市の制度を適用する。 4. 納税組合については一宮市のみ現行どおり実施するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曽川町	各項目の調整方針
1. 督促	1 納期限後20日以内に督促状を送送 2 督促手数料 徴収していない。	1 納期限後20日以内に督促状を送送 2 督促手数料 100円	1 納期限後20日以内に督促状を送送 2 督促手数料 50円	尾西市・木曽川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。
2. 納期前納付報奨金	1 交付率 納期前納付額×0.5/100×納期前の月数 2 前納時期 第1期の納期 3 交付限度額 50,000円	1 交付率 納期前納付額×0.5/100×納期前の月数 2 前納時期 第1期の納期 3 交付限度額 50,000円	1 交付率 納期前納付額×0.5/100×納期前の月数 2 前納時期 第1期の納期 3 交付限度額 50,000円	2市1町同一のため、現行のとおりとする。
3. 口座振替	口座振替金融機関 愛知銀行、信用組合愛知商銀、愛知西農業協同組合、いちい信用金庫、大垣共立銀行、大垣信用金庫、岐阜銀行、岐阜信用金庫、十六銀行、中央三井信託銀行、中京銀行、朝銀中部信用組合、東海労働金庫、名古屋銀行、尾西信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、U F J 銀行、りそな銀行 (郵便局も可)	口座振替金融機関 愛知銀行、愛知西農業協同組合、いちい信用金庫、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、十六銀行、中京銀行、東海労働金庫、名古屋銀行、尾西信用金庫、U F J 銀行 (郵便局も可)	口座振替金融機関 愛知西農業協同組合、いちい信用金庫、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、十六銀行、尾西信用金庫、U F J 銀行、(郵便局も可)	一宮市の制度に合わせる。
4. 納税組合	1 納付率 納期限内納付税額の割合が95%以上 2 組合数 53組合 3 補助金額 組員1人につき年間1,000円 (10人以上の組合)	1 納付率 事務費として支給 2 組合数 204組合 3 事務費 均等割・枚数割	1 納付率 納付率に応じて交付 100% 納税額の0.6% 95%以上100%未満 0.5% 90%以上95%未満 0.4% 80%以上90%未満 0.3% 通知書割 1枚50円 2 組合数 76組合	一宮市のみ現行どおり実施する。 * 尾西市、木曽川町は15年度に納税組合のあり方について検討予定

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 税務分科会

協 議 項 目	納税関係事業		
先 進 事 例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	田原市	H15.4.1	納税に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は合併年度は現行のとおりとし、翌年度調整するものとする

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 税務分科会

協議項目	納税関係事業
項目	参考法令
地方税法(抄)	<p><b>(市町村民税に係る督促)</b>            第329条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。</p> <p><b>(市町村民税に係る督促手数料)</b>            第330条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。</p>

**協 議 附 属 資 料**

**< 協議総文第4号 23 - 6 消防防災関係事業 >**

平成15年10月24日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 消防分科会

協議項目	消防防災関係事業			
調整方針(案)	1. 消防防災関係事業については、原則として一宮市の制度を適用するものとする。 2. 少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合するものとする。 3. 地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。 4. 防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせるものとする。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しのうえ実施する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 消防車両	消防本部 49台 消防団 17台	消防本部 16台、トレーラー1台 消防団 7台	消防本部 13台 消防団 3台	現有車両を継続して使用するが、車両整備計画については新市において新たに作成するものとする。
2. 消防水利	現有数 3,503基 1 消火栓 2,854基 2 防火水槽 276基 3 防火井戸 373基	現有数 796基 1 消火栓 588基 2 防火水槽 23基 3 防火井戸 185基	現有数 327基 1 消火栓 227基 2 防火水槽 74基 3 防火井戸 26基	現有の消防水利設備を使用するが、各市町の設置計画を新市において作成するものとする。
3. 応急手当普及啓発	1 普通救命講習 2 上級救命講習 3 一般救急法 4 応急手当指導員の養成 5 応急手当普及員の養成	1 普通救命講習 2 救急講習(一般) 3 応急手当指導員の養成	1 普通救命講習 2 一般救急法 3 応急手当指導員の養成	一宮市の制度に合わせるものとする。
4. 防火協力団体	1 一宮市少年婦人防火委員会 組織構成(平成14年度) ・少年消防クラブ 32クラブ ・婦人消防クラブ 228クラブ ・幼年消防クラブ 68クラブ 事業内容 消防学校一日入校、きて・みて・たいけん消防21、市総合防災訓練春・秋季火災予防運動等への参加	1 少年消防クラブ 組織 7クラブ(小学校) 事業内容 消防学校一日入校、一日入署、 秋季火災予防運動への参加	1 少年消防クラブ 組織 3クラブ(小学校)	一宮市の制度に合わせる。
	2 一宮市危険物防火安全協会 設置年月 昭和32年10月 会員 457事業所 事業内容 講習会協賛、視察研修、優良事業所等の表彰、市総合防火防災訓練参加など	2 尾西市危険物安全協会 設置年月 昭和41年4月 会員 103事業所 事業内容 講習会協賛、視察研修、優良事業所等の表彰、市総合防火防災訓練参加など	2 木曾川町危険物安全協会 設置年月 平成8年4月 会員 45事業所 事業内容 視察研修、優良事業所等の表彰 町防災訓練参加など	合併後速やかに統合する。



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
5. 地域防災計画 及び主な災害対策	1 地域防災計画(毎年見直し) 風水害等災害対策計画 地震災害対策計画 おのおの総則(計画の目的、実施責任と業務の大綱等)、災害予防計画、災害復旧対策計画から構成 (地震災害対策計画については、警戒宣言発令に伴う緊急応急対策計画あり)	1 地域防災計画(毎年見直し) 風水害等災害対策計画 地震災害対策計画 おのおの総則(計画の目的、実施責任と業務の大綱等)、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画で構成 (地震災害対策計画については、警戒宣言発令に伴う緊急応急対策計画あり)	1 地域防災計画(隔年で見直し) 総則編 計画の目的と性格、防災面から見た町の概況、対象災害の想定、基本理念と目標、計画の運用等から構成 震災対策計画編 風水害等対策計画編 、については災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等から構成	新市において新たに策定する。
	2 災害時の対策事業 ・防災備蓄品の整備 ・避難所用資機材の整備 ・食糧の確保 ・耐震性貯水槽(21箇所設置) ・防災備蓄倉庫設置(市内18箇所)	2 災害時の対策事業 ・防災備蓄品の整備 ・避難所用資機材の整備 ・耐震性貯水槽(4箇所設置) ・防災備蓄倉庫設置(市内15箇所)	2 災害時の対策事業 ・防災備蓄品の整備 ・避難所用資機材の整備 ・耐震性貯水槽(1箇所設置) ・防災備蓄倉庫設置(町内3箇所)	耐震性貯水槽については一宮市の整備方針(小学校区単位)に合わせるものとする。その他については新市において調整する。
	3 地域防災無線 全局数：77局 ・基地局 1局 ・中継局 1局 ・半固定局 28局 ・車載局 8局 ・携帯局 39局	3 地域防災無線 全局数：33局 ・基地局 1局 ・中継局 1局 ・半固定局 18局 ・車載局 3局 ・携帯局 10局	3 地域防災無線 全局数：22局 ・基地局 1局 ・中継局 - ・半固定局 - ・車載局 12局 ・携帯局 9局	合併後、速やかに統一する。
	4 街頭消火器 現況：約8,300本 毎年60本程度新規設置	4 街頭消火器 現況：約1,600本 毎年 2本程度新規設置	4 該当なし	一宮市の制度に合わせ、順次設置する。
	5 避難所、避難場所 避難所：138箇所(うち小・中学校47箇所は指定避難所) 広域避難場所：11箇所 一時避難場所：152箇所	5 避難所、避難場所 避難所： 22箇所(うち小・中学校10、高校3、その他市施設9) 広域避難所 なし 一時避難場所なし	5 避難所、避難場所 避難所：17箇所(うち小・中学校4、保育園8、その他町施設5) 広域避難所 なし 一時避難場所なし	地域防災計画の見直しに合わせて調整する。
	6 携帯電話等災害時緊急情報伝達システム *市民の携帯電話に対し(事前登録者 に対しメール送信)、災害時の緊急情報等を提供するシステム	6 該当なし	6 該当なし	一宮市の制度に合わせる。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6. 自主防災組織等の育成指導	1 防災会設置の設置状況 防災会設置率 98% 522町内のうち514町内が設置 2 資器材助成事業 一防災会設置時につき下記を助成 標旗、ヘルメット、携帯マイク、メガホン、強力ライト、ロープ、腕章	1 防災会設置の状況 防災会設置率69% 232町内のうち161町内が設置 2 資器材助成事業 一防災会設置時につき下記を助成 標旗、ヘルメット、自動サイレン付メガホン、強力ライト、ロープ、腕章	1 防災会設置の設置状況 防災会設置率 100% すべての町内が設置 2 資器材助成事業 一防災会設置時につき下記を助成 標旗、ヘルメット、ハンドマイク、メガホン、強力ライト、ロープ、腕章	一宮市の制度に合わせる。
	3 防災会活動の推進 自主防災会リーダー研修会 連区防災訓練 消火器等取扱い訓練	3 防災会活動の推進 自主防災組織への補助金 訓練実施組織への補助 一世帯当たり100円 資機材購入費補助 消火ホース、消火器、担架等の購入費の1/2を補助	3 防災会活動の推進 消火器等取扱い訓練等	防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせるものとする。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しのうえ実施する。
7. 防災知識の普及・啓発	1 総合防災訓練 年1回	1 総合防災訓練 年1回	1 総合防災訓練 年1回	統一して、1ヶ所で実施する。
	2 市民防災センター 利用者数：年間約2,000名	2 該当なし	2 該当なし	一宮市の制度に合わせる。
	3 防災講話の実施 回数：年約40回	3 防災講話（出前講座）の実施 回数：年約6回	3 防災講話の実施 回数：年約5回	合併時に統合する。
	4 広報誌等による意識啓発 回数：年約30回	4 広報誌等による意識啓発 回数：年約2回	4 広報誌等による意識啓発 回数：年約12回	合併時に統合する。
	5 防災ビデオ貸し出し 回数：年約30回	5 防災ビデオ貸し出し 回数：年3回	5 防災ビデオ貸し出し 回数：年約5回	貸出方法等を統一して実施する。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目	消防防災関係事業
参 考 資 料 (消防本部・署の体制～平成15年4月1日現在)	
<p>《一宮市消防本部・署》 1本署、1分署、10出張所</p>	
<pre> graph LR     Chief[消防長 * 消防長以下266名] --- Dept[消防本部]     Chief --- Station[消防署 [218名]]     Dept --- GenAff[総務課 [32名]]     Dept --- Prev[予防防災課 [14名]]     Station --- Div1[管理第1係、管理第2係 [8名]]     Station --- Main[本署 [38名]]     Station --- Branch[分署 [32名]]     Main --- MainOut[消防出張所 (本署所轄) 葉栗[30名]、千秋[20名]、西成[10名]、浅井[10名]、北方[10名]]     Branch --- BranchOut[消防出張所 (分署所轄) 大和 [20名]、奥 [10名]、今伊勢 [10名]、萩原 [10名]、丹陽 [10名]]     </pre>	
<p>《尾西市消防本部・署》</p>	
<pre> graph LR     Chief[消防長 * 消防長以下66名] --- Dept[消防本部]     Chief --- Station[消防署 [55名]]     Dept --- FireSec[消防課 [10名]]     </pre>	
<p>《木曾川町消防本部・署》</p>	
<pre> graph LR     Chief[消防長 * 消防長以下42名] --- Dept[消防本部 [6名]]     Chief --- Station[消防署 [35名]]     </pre>	

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 消防分科会

協議項目	消防防災関係事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。
	廿日市市	H15.3.1	常備消防の取扱い ア、佐伯町の常備消防については、引き続き廿日市市消防署佐伯分署で消防事務の処理を行う。 イ、吉和村の常備消防については、引き続き山県西部消防組合で消防事務の共同処理を行う。
	新居浜市	H15.4.1	防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、防災行政無線の運用については、当面、現行どおりとし、設備の統一など効率的な運用が図られるよう調整するものとする。
	山県市	H15.4.1	地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。 伊自良村及び美山町の防災行政無線（同報系）の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備するものとする。 防災行政無線（移動系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。
	田原市	H15.8.20	1. 消防本部及び消防署は、現行のとおりとする。 2. 防災関係事業については、新市において調整する。ただし、防災行政無線については、合併時までに統一する。 3. 地域防災計画及び消防計画は、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 4. 少年・幼年消防クラブは、田原町の制度に統合し、消防防災関係団体は、田原町の制度を適用する。 5. その他消防防災に関する各種事務事業については、現行のとおりとする。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 消防分科会

協議項目	消防防災関係事業
項目	参考法令
消防組織法(抄)	<p>第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。</p> <p>第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。</p> <p>第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。</p> <p>第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防本部</li> <li>2. 消防署</li> <li>3. 消防団</li> </ol>
災害対策基本法(抄)	<p><b>(市町村地域防災計画)</b></p> <p>第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</li> <li>(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</li> <li>(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画</li> <li>(4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項</li> </ol> </li> </ol>

**協 議 附 属 資 料**

**< 協議総文第5号 23 - 24 市(町)立学校の通学区域 >**

平成15年10月24日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会**

**総務文教小委員会**

# 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 学校教育分科会

協議項目	市(町)立学校の通学区域					
調整方針(案)	当面は現行どおりとするが、新市において小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行うものとする。					
項目	一宮市	尾西市	木曽川町	各項目の調整方針		
市(町)立学校の通学区域	《小学校》		《小学校》		当面は、現行どおりとするが、新市において、小中学校の適正規模を確保するため、検討を行う。  今後の児童・生徒数及びクラス数の推定見込一覧表添付	
	1 宮西	17 大和東	1 起	1 黒田		
	2 貴船	18 大和西	2 三条	2 木曽川西		
	3 神山	19 今伊勢	3 小信中島	3 木曽川東		
	4 大志	20 奥	4 朝日東			
	5 向山	21 萩原	5 朝日西			
	6 葉栗	22 中島	6 開明			
	7 西成	23 千秋	7 大徳			
	8 瀬部	24 千秋南		《中学校》		
	9 赤見	25 富士		1 木曽川		
	10 浅野	26 末広				
	11 丹陽	27 西成東	《中学校》			
	12 丹陽西	28 今伊勢西	1 第一			
	13 丹陽南	29 葉栗北	2 第二			
	14 浅井南	30 大和南	3 第三			
	15 浅井北	31 浅井中				
	16 北方	32 千秋東				
	《中学校》					
	1 北部	9 大和				
	2 中部	10 今伊勢				
	3 南部	11 奥				
	4 葉栗	12 萩原				
	5 西成	13 千秋				
	6 丹陽	14 西成東部				
	7 浅井	15 大和南				
	8 北方					
	通学区域に関する規程等 「一宮市小中学校通学区域審議会規則」 適正な通学区域を設定し、教育効果の向上を図るため、教育委員会の諮問機関として一宮市小中学校通学区域審議会を置く。		通学区域に関する規程等 「尾西市立小中学校の通学区域を定める規定」 適正な通学区域を設定するため、本規程を定める。	通学区域に関する規程等  なし		

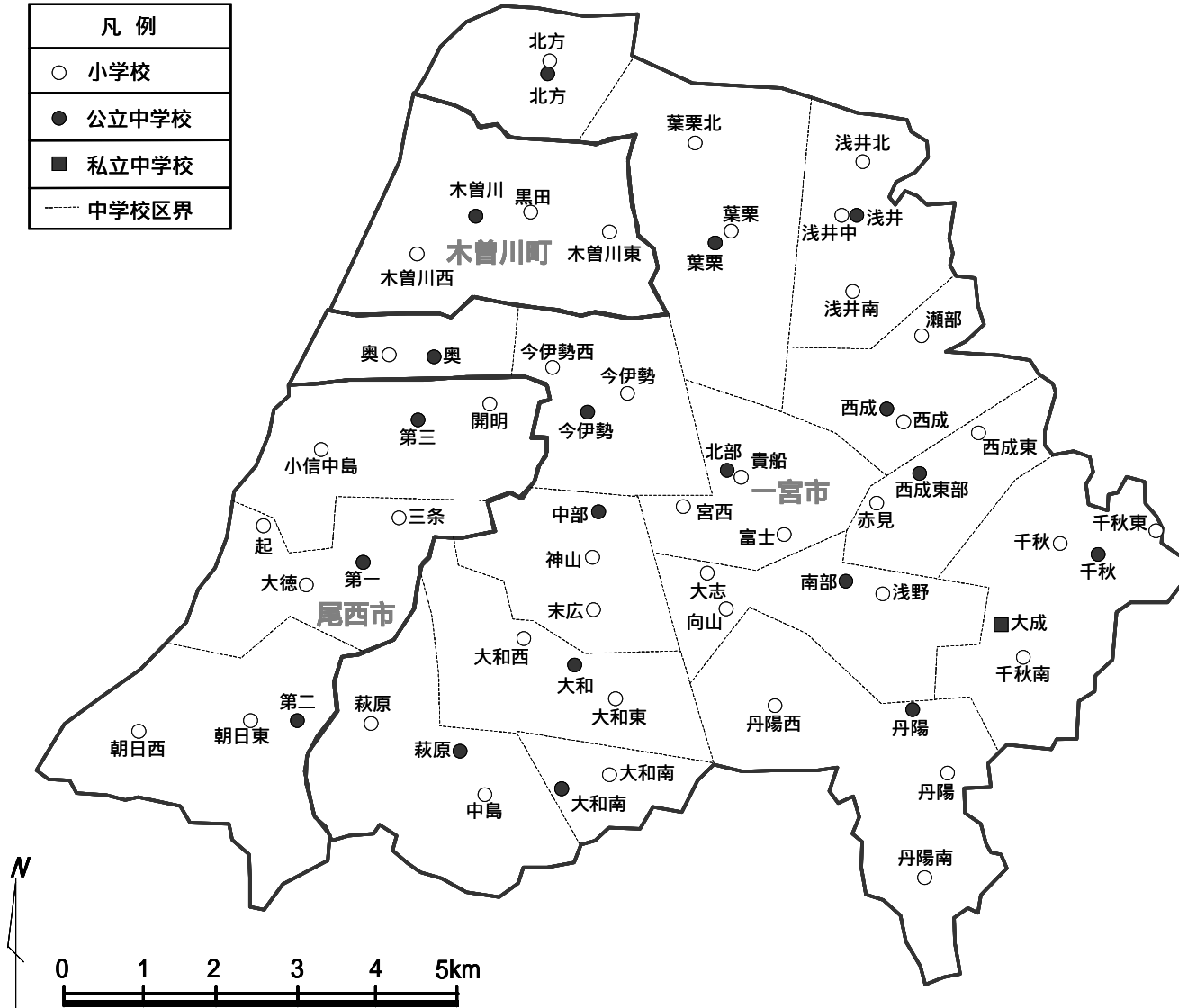
# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目

市(町)立学校の通学区域

## 参 考 資 料

凡 例	
○	小学校
●	公立中学校
■	私立中学校
-----	中学校区界





### 学校児童数見込み調査表

小学校名	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		特殊	
	児童	級	児童	級	児童	級	児童	級	児童	級	児童	級	児童	級	児童	級
1 宮西	566	18	592	18	587	18	598	18	608	18	621	18	627	18	9	2
2 實船	728	21	740	22	758	23	783	24	794	24	802	24	813	24	9	1
3 神山	985	28	1,048	30	1,103	31	1,161	33	1,188	33	1,184	33	1,192	33	5	2
4 大志	205	7	198	7	176	6	173	6	182	6	174	6	178	6	0	0
5 向山	496	15	503	15	522	16	515	15	530	16	517	16	529	17	7	2
6 葉栗	636	18	655	18	657	18	644	18	635	18	633	18	630	18	6	2
7 西成	382	13	368	12	374	12	379	12	356	12	352	12	349	12	4	2
8 瀬部	462	14	475	14	491	15	486	15	489	16	511	17	521	17	5	2
9 赤見	268	12	272	12	259	11	260	11	253	10	240	9	227	8	0	0
10 浅野	491	16	515	17	537	18	534	17	561	17	566	17	571	17	3	1
11 丹陽	425	13	460	14	485	15	503	16	520	16	535	16	546	17	9	2
12 丹陽西	812	23	868	25	895	25	930	26	978	27	1,039	28	1,110	30	0	0
13 丹陽南	258	10	263	11	264	11	265	12	276	12	295	12	298	12	0	0
14 浅井南	528	17	496	16	489	16	466	15	440	14	440	14	444	15	4	2
15 浅井北	363	12	361	12	351	12	361	12	343	12	321	12	312	12	3	2
16 北方	589	17	601	18	586	18	570	18	570	18	566	18	556	18	5	2
17 大和東	758	23	793	23	822	24	836	24	859	24	911	25	900	25	3	1
18 大和西	592	18	614	19	613	19	623	19	625	19	632	19	646	19	6	2
19 今伊勢	1,020	29	1,065	30	1,051	29	1,044	29	1,048	29	1,065	30	1,104	31	1	1
20 奥	765	23	738	22	763	23	750	22	750	22	732	21	733	21	5	2
21 萩原	787	23	775	23	745	22	711	21	703	21	650	19	632	18	8	2
22 中島	407	13	404	13	403	13	374	12	364	12	363	12	346	12	4	2
23 千秋	507	17	495	16	491	16	498	16	495	15	451	14	432	13	6	2
24 千秋南	286	12	300	12	299	12	309	12	326	12	315	12	304	11	0	0
25 富士	611	18	604	18	585	18	587	18	603	18	580	18	590	18	6	1
26 末広	615	18	636	18	651	19	683	20	700	21	700	21	715	22	11	3
27 西成東	300	12	302	12	311	12	325	12	340	12	350	12	336	12	6	2
28 今伊勢西	516	15	526	15	552	16	559	16	585	17	591	17	631	18	2	1
29 葉栗北	340	12	370	13	367	13	386	13	389	13	388	13	385	13	0	0
30 大和南	341	12	345	12	347	12	344	12	339	12	334	12	305	11	1	1
31 浅井中	417	12	418	12	401	12	394	12	383	12	385	12	391	12	0	0
32 千秋東	234	9	243	10	253	11	263	12	269	12	268	12	259	11	0	0
小計	16,690	520	17,043	529	17,188	536	17,314	538	17,501	540	17,511	539	17,612	541	128	42
1 起条	575	17	595	19	591	18	587	18	562	18	540	17	485	15	5	2
2 三條	777	21	841	25	829	25	844	25	856	25	892	25	899	26	7	2
3 小信中島	550	16	579	19	598	19	621	19	644	20	665	20	696	20	4	2
4 朝日東	427	11	440	14	465	14	447	14	434	14	414	14	392	13	4	2
5 朝日西	192	6	195	6	196	6	199	7	195	6	191	6	181	6	0	0
6 開明	484	14	510	16	507	17	528	17	527	17	529	16	527	16	5	2
7 大徳	560	17	570	18	575	18	570	18	550	18	551	18	536	18	1	1
小計	3,565	102	3,730	117	3,761	117	3,796	118	3,768	118	3,782	116	3,716	114	26	11
1 黒田	588	18	573	18	584	18	608	19	649	20	659	20	688	21	3	1
2 木曾川西	831	24	864	24	881	25	899	25	886	25	900	25	876	25	5	1
3 木曾川東	537	17	555	18	550	17	560	18	583	18	581	18	583	18	6	2
小計	1,956	59	1,992	60	2,015	60	2,067	62	2,118	63	2,140	63	2,147	64	14	4
合計	22,211	681	22,765	706	22,964	713	23,177	718	23,387	721	23,433	718	23,475	719	168	57

平成14年5月1日現在の住民基本台帳人口をもとに、死亡、転出等の異動を加味しないで推移した場合の数値

### 学校生徒数見込み調査表

中学校名	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		特殊	
	生徒	級	生徒	級	生徒	級	生徒	級	生徒	級	生徒	級	生徒	級	生徒	級
1 北 部	694	18	684	18	693	19	681	19	701	19	695	18	718	19	6	2
2 中 部	744	21	736	20	734	20	717	19	754	20	827	22	883	24	8	2
3 南 部	810	22	778	21	801	21	839	22	822	22	877	24	859	23	17	3
4 葉 栗	529	14	482	13	486	13	486	13	513	14	487	13	490	13	9	2
5 西 成	462	13	460	13	440	13	449	13	423	12	417	12	395	12	4	2
6 丹 陽	682	18	663	18	680	19	721	20	745	20	765	20	774	20	5	1
7 浅 井	725	19	680	18	690	18	673	18	682	18	671	18	635	17	5	2
8 北 方	326	10	280	8	300	8	296	8	310	9	306	9	293	9	0	0
9 大 和	608	17	625	17	628	17	660	18	674	18	689	18	690	18	7	2
10 今伊勢	715	19	690	18	737	20	793	22	819	23	784	22	743	21	9	2
11 奥 萩	382	11	401	11	380	10	383	11	365	11	379	12	382	12	2	1
12 萩 原	639	18	631	18	614	18	631	18	606	17	589	16	563	15	5	1
13 千 秋	455	13	486	14	481	14	475	14	475	14	523	15	552	16	3	1
14 西成東部	309	9	288	9	293	9	284	9	281	9	270	9	284	9	6	2
15 大和南	191	6	174	6	153	6	157	6	158	6	177	6	184	6	0	0
小計	8,271	228	8,058	222	8,110	225	8,245	230	8,328	232	8,456	234	8,445	234	86	23
1 第 一	845	22	801	22	828	23	833	23	888	24	868	23	878	23	2	1
2 第 二	400	11	410	12	381	11	382	11	392	11	414	12	402	11	6	2
3 第 三	557	15	543	16	535	15	553	15	564	15	578	16	582	16	4	1
小計	1,802	48	1,754	50	1,744	49	1,768	49	1,844	50	1,860	51	1,862	50	12	4
1 木曾川	959	25	954	25	989	26	966	26	989	27	981	27	994	27	7	2
合 計	11,032	301	10,766	297	10,843	300	10,979	305	11,161	309	11,297	312	11,301	311	105	29

平成14年5月1日現在の住民基本台帳人口をもとに、死亡、転出等の異動を加味しないで推移した場合の数値

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 学校教育分科会

協議項目	市(町)立学校の通学区域		
先進事例	市町村名	合併期日	調整方針
	西東京市	H13.1.21	通学区域については、当面現行どおりとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。
	さいたま市	H13.5.1	通学区域は当面現行のとおりとするが、地域の実情に配慮し調整することとする。また、通学区域の変更等は、教育委員会の諮問に応じ、通学区域に関する事項を審議し、答申する小中学校通学区域審議会を開催して検討する。
	山梨市	H15.4.1	通学区域については、現行のとおりとする。ただし、教育的・社会的状況の変化に適切に対応するものとする。
	廿日市市	H15.3.1	小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
	新発田市	H15.7.7	通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し、新市の通学区域の見直しを行う。
	田原市	H15.8.20	学校の通学区域については、現行のとおりとする。

**協 議 附 属 資 料**

**< 協議総文第6号 23 - 26 文化振興事業 >**

平成15年10月24日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
総務文教小委員会**

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 社会教育分科会

協議項目	文化振興事業			
調整方針(案)	1.文化、レクリエーション団体については、合併後2年以内に統合するものとする。 2.美術展については、合併時に統合するものとする。 3.文化財の保護、管理については一宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐり等については合併時に統合するものとする。 4.文化ホール事業については、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会については新市においても適用するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1.文化活動事業	一宮市文化団体協議会 事業 総合美術展、民俗芸能のつどい 文芸教室(俳句、短歌、川柳、合唱) 市民文化大学、芸術祭、文化講演会 文化情報誌発行等 (市からの委託料：4,800千円)	尾西市文化協会 事業 文芸部～市民短歌・俳句大会、尾西文 芸発行等 芸能部・技芸部～秋と春の華道・園芸 展、お茶会 美術部～美術部会員展 (市からの委託料：1,950千円)	木曾川町文化協会 事業 民謡講習会、盆踊りのつどい ・文化協会補助金：150千円 ・芸能祭委託料：300千円	合併後2年以内に統合するものとする。
2.レクリエーション 振興事業	一宮市レクリエーション協会 事業 レクリエーション教室、大会 作品展、合同民謡発表会、レクリエー ション指導者養成講座、県レクリエー ション参加事業 (市からの委託料：2,662千円)			合併後2年以内に文化団体協議会との調整・再編を図るものとする。
3.美術展開催事業	一宮市美術展 毎年11月に公募展を開催 種目 日本画、洋画、彫塑、工芸 デザイン、書、写真 賞 市長賞、教育委員会委員長賞、 美術展賞、奨励賞 (14年度実績：4,343千円)	尾西市美術展 毎年10月に公募展を開催 種目 日本画、洋画、書、写真、 陶芸 賞 市長賞、議長賞、教育委員会賞 文化協会員賞、文化協会賞 (14年度実績：1,495千円)		合併時に統合し、1ヶ所で実施する。
4.文化財保護事業	一宮市文化財保護事業補助金 目的 市内に存する指定文化財の 保護 対象 管理、修復、公開その他の保 存活用に要する事業 補助率 無形2/3以内、有形1/2以内 (14年度実績：2,642千円)	文化財保護事業委託料 目的 市内に存する指定文化財の 保護(民俗芸能含む) 対象 管理、修復、公開その他の保 存活用に要する事業 *文化財保護審議会へ委託 (14年度実績：600千円)	木曾川町文化財保護事業補助金 目的 町内に存する指定文化財の 保護(民俗芸能含む) 対象 管理、修復、公開その他の保 存活用に要する事業 補助率 無形10千円、有形3千円 (14年度実績：133千円)	一宮市の制度に合わせる。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	民俗芸能伝承保存事業補助金 目 的 一宮市における民俗芸能及び 伝統行事の保護 対 象 保存団体の実施する伝承保存 事業 補助率 1/2 (70千円を限度) (平成14年度実績：6件、260千円)			一宮市の制度に合わせる。
5．文化財保護意識の啓発・刊行物	1 文化財保護意識の啓発 ・市民文化財めぐりの開催 ・文化財解説ボランティア養成講座  2 刊行物 ・一宮の文化財めぐり ・文化財ガイドマップ等	1 文化財保護意識の啓発 ・文化財めぐりの開催  2 刊行物 ・美濃路散策ルートマップ ・文化財探訪ガイド等	1 文化財保護意識の啓発 ・町内歴史教室の開催  2 刊行物 ・木曾川町の文化財	文化財めぐり、刊行物については合併時にそれぞれ統合する。
6．文化ホール事業	一宮市民会館自主事業 ・有料事業 コンサート、演劇、伝統芸能、映画上映等 年6～7回実施 ・無料事業なし	1 尾西市民会館自主事業 ・有料事業 コンサート、演劇等年6～7回実施  ・無料事業 文化講演会、親子無料映画会(春・夏)		現行のとおりとする。ただし合併時に年間計画を策定し、各ホールに適した事業の展開を図る。
		2 尾西市民会館友の会 目 的 市民会館を利用し、文化意識の高揚を図る。  会員数 1,500人 年会費 7,000円 特 典 自主事業を無料で観覧できる。		尾西市の制度を適用し、会費・定員・特典等については、合併後速やかに調整するものとする。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 社会教育分科会

協議項目			
先進事例	市町村名	合併期日	調整方針
	さいたま市	H13.5.1	文化振興事業について、同一又は類似する事業は統合・再編するものとする。 地域の特色ある文化事業については現行のとおりとする。
	新居浜市	H15.4.1	(1) 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。 (2) 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
	田原市	H15.8.20	文化振興に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

**協 議 附 属 資 料**

**< 協議総文第7号 23 - 27 コミュニティ施策 >**

平成15年10月24日

**一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会  
総務文教小委員会**



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	コミュニティ施策			
調整方針(案)	1. 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとする。 2. 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 町内会関係事業	1 町内会等の組織 町内会組織 522町内会(町会長) 1町内会当たりの平均人口 540人 1町内会当たりの平均世帯数 184世帯 (H.15.5.1現在の人口282,029人、 世帯数96,221世帯)	1 町内会等の組織 町内会組織 232町内会(総代) 1町内会当たりの平均人口 254人 1町内会当たりの平均世帯数 84世帯 (H.15.5.1現在の人口58,864人、 世帯数19,557世帯)	1 町内会等の組織 町内会組織 84町内会(町内会長) 1町内会当たりの平均人口 382人 1町内会当たりの平均世帯数 130世帯 (H.15.5.1現在の人口32,126人、 世帯数10,894世帯)	町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとする。
	区組織 なし	区組織 51区(区長は総代以外から選任) 1区当たりの平均人口 1,154人 1区当たりの平均世帯数 383世帯 1区当たりの平均町内会数 5町内	区組織 10区(区長は町内会長以外から選任) 1区当たりの平均人口 3,213人 1区当たりの平均世帯数 1,089世帯 1区当たりの平均町内会数 8町内	
	連区組織 16連区(連区代表者は町会長の中から選任) 1連区当たりの平均人口 17,627人 1連区当たりの平均世帯数 6,014世帯 1連区当たりの平均町内会数 33町内	連区組織 なし	連区組織 なし	
	2 依頼事務 市広報等の文書の配布、市政に必要な施策、一般事務及び調査への協力	2 依頼事務 区民の意見取りまとめ、防犯・交通市広報等連絡事務、調査への協力、各種募金等	2 依頼事務 町広報誌等文書の配布	
	3 報償費・手数料・交付金・委託料 町会長への報償費等 ・連区事務研究報償費 (25,000円/町内会) ・町内会事務研究報償費 (均等割27,000円、100世帯を超える1世帯につき世帯割100円) ・町内会事務手数料(広報配布480円/部) ・町内会運営交付金(270円/加入世帯) *14年度実績 100,156千円	3 報償費・手数料・交付金・委託料 総代への事務委託料 均等割(29,350円) 世帯割(353円) *14年度実績 13,795千円	3 報償費・手数料・交付金・委託料 町内会長への事務謝礼 ・事務謝礼(540円/世帯) ・町内会交付金(1,200円/世帯) *14年度実績 16,264千円	

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	区長への委託料・報償費 区長制度なし	区長への委託料・報償費 区長事務委託料 均等割(98,500円) 世帯割(257円)  <b>*14年度実績 10,047千円</b>	区長への委託料・報償費 事務謝礼(100円/世帯)  <b>*14年度実績 935千円</b>	
	連区代表者への交付金 連区代表者研究報償費 (120,000円/連区代表者) <b>*14年度実績 1,920千円</b>	連区代表者への交付金 連区制度なし	連区代表者への交付金 連区制度なし	
	<b>報償費・手数料・交付金・委託料の総額</b> <b>102,076千円</b>	<b>報償費・手数料・交付金・委託料の総額</b> <b>23,842千円</b>	<b>報償費・手数料・交付金・委託料の総額</b> <b>17,199千円</b>	
2. 地域集会施設建設補助事業	< 地域集会施設建設補助事業 > 地域住民の集会の用に供する集会施設の建設経費の一部を補助  工事費の1/2 限度額(世帯数による) 新築・取得 7,000千円～10,000千円 増改築 3,500千円～5,000千円 改 造 2,000千円  14年度実績 41,283千円 (新築4、増改築5)	< 地区公民館建設等補助金 > 地区公民館の新築、増改築、備品購入等に要する経費の一部補助  新築・増改築・修繕 費用の1/2以内 (5,000千円を限度) 備品購入費 費用の1/2以内 (1,000千円を限度) 管理運営費 費用の1/2以内 (300千円を限度) 平成16年度末で廃止 14年度実績 17,133千円 (新築2、修繕15、備品購入費補助等)		一宮市の制度に合わせる。
3. 地域活動用掲示板設置補助事業	< 地域活動用掲示板設置補助事業 > 町内会の設置する掲示板設置経費の1/2を補助(30,000円を限度) 14年度実績 697千円(25箇所)			一宮市の制度に合わせる。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	コミュニティ施策		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	コミュニティ施策については、市民活動の高揚に資するため新市において引き続き推進するものとする。
	新居浜市	H15.4.1	コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。
	山県市	H15.4.1	自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く（高富地域5，伊自良地域2，美山地域7）。 自治会連合会事業については新市において調整する。
	新発田市	H15.7.7	ア、自治会・町内会の委託料・報酬については、新発田市の制度を適用する。 ただし、平成15年度は現行どおりとする。 イ、公会堂等建築事業補助金については、豊浦地区において、当分の間、現行どおりとする。 ウ、全国豊浦町交流事業については、廃止する。 エ、郷人会組織である城下町新発田会及びえちご豊浦会に対する支援については、当分の間、現行どおりとする。
	田原市	H15.8.20	コミュニティ施策については、田原町の制度に統一する。

**協 議 附 属 資 料**

**< 協議総文第8号 23 - 29 その他事業 >**

平成15年10月24日

**一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会  
総務文教小委員会**

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画、会計、総務・選挙分科会

協議項目	その他事業			
調整方針(案)	1. 総合計画については新市発足後、新たに策定するものとする。 2. 市民総合相談については、現行のとおり一宮市で実施するものとし、その他の相談については合併後1年以内に調整するものとする。 3. 指定金融機関、収納代理金融機関等については一宮市の制度を適用するものとする。また、郵便局での納期内分の取扱いについては、新市で検討する。 4. 個人情報保護制度及び情報公開制度については、一宮市の制度を適用するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 総合計画	第5次一宮市総合計画 1 目的 一宮市の新しい都市像とそれを実現するための施策の方向を明らかにするため策定。 2 策定年月日 平成13年4月 3 計画期間 平成13年度から22年度	第5次尾西市総合計画 1 目的 尾西市民憲章を基本理念に新しい地域課題に的確に対応するために策定。 2 策定年月日 平成11年3月 3 計画期間 平成10年度から22年度	第3次木曾川町総合計画 1 目的 木曾川町の新しい将来像実現のための指針となる基本方針を明らかにするために策定。 2 策定年月日 平成8年7月 3 計画期間 平成8年度から17年度	新市発足後、新たに総合計画を策定するものとする。
2. 相談業務	行政相談 ・ 思いやり会館3階 ・ 毎週水曜日10時～正午	行政相談 ・ 社会福祉センター内 ・ 毎月第2、第4水曜日13時～15時	行政相談 ・ 役場1階 ・ 第1、第3水曜日13時～15時	合併後、1年以内に調整する。
	市民総合相談 ・ 思いやり会館3階 ・ 市役所開庁日 ・ 嘱託相談員(市0B)			現行のとおりとする。
	不動産取引と悩みごと相談 ・ 西分庁舎3階 ・ 毎月第3月曜日10時～15時	不動産相談 ・ 社会福祉センター内 ・ 毎月第3水曜日13時～15時		合併後、1年以内に調整する。
	登記相談 ・ 思いやり会館3階 ・ 毎月第4木曜日13時～16時	登記相談 ・ 社会福祉センター内 ・ 毎月第3水曜日13時～15時		合併後、1年以内に調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
3. 指定金融機関等	<p>1. 指定金融機関 UFJ銀行一宮支店</p> <p>2. 指定代理金融機関 なし</p> <p>3. 収納代理金融機関 みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、大垣共立銀行、十六銀行、中央三井信託銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岐阜信用金庫大垣信用金庫、いちい信用金庫、尾西信用金庫、信用組合愛知商銀、朝銀中部信用組合、東海労働金庫、愛知西農業協同組合 以上18行。</p>	<p>1. 指定金融機関 UFJ銀行尾西支店</p> <p>2. 指定代理金融機関 なし</p> <p>3. 収納代理金融機関 みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、大垣共立銀行、十六銀行、中央三井信託銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岐阜信用金庫、いちい信用金庫、尾西信用金庫、東海労働金庫、愛知西農業協同組合 以上15行。 15行の本・支店を指定。</p>	<p>1. 指定金融機関 UFJ銀行木曾川支店</p> <p>2. 指定代理金融機関 なし</p> <p>3. 収納代理金融機関 みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、大垣共立銀行、十六銀行、岐阜銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岐阜信用金庫、いちい信用金庫、尾西信用金庫、東海労働金庫、愛知西農業協同組合、以上14行。 *納期限内分のみ郵便局でも取扱い可。</p>	<p>一宮市の制度に合わせる。また、郵便局での納期内分の取り扱いについては、新市で検討する。</p>
4. 個人情報保護制度	<p>一宮市個人情報保護条例</p> <p>1 施行日 平成12年10月1日</p> <p>2 内容 自己情報の開示請求 訂正請求・削除請求など</p> <p>14年度実績 自己情報の開示請求10件</p>	<p>尾西市個人情報保護条例</p> <p>1 施行日 平成10年10月1日</p> <p>2 内容 自己情報の開示請求 訂正請求・削除請求など</p> <p>14年度実績 自己情報の開示請求 なし</p>		<p>一宮市の制度に合わせる。</p>
5. 情報公開制度	<p>一宮市情報公開条例</p> <p>1 施行日 H.12.8.1 平成14年度実績 全部公開 16件 部分公開 94件</p> <p>2 市広報への掲載</p>	<p>尾西市情報公開条例</p> <p>1 施行日 H13.7.1 平成14年度 実績なし</p> <p>2 市広報への掲載</p>	<p>木曾川町情報公開条例</p> <p>1 施行日 H.13.4.1 14年度実績 全部公開 3件</p> <p>2 市広報への掲載</p>	<p>一宮市の制度に合わせる。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画、会計、総務・選挙分科会

協議項目	その他事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。 市長の資産等の公開については新市において引き続き行う。
	新居浜市	H15.4.1	収納代理金融機関については、別子山村の金融機関事情に配慮し、合併時に新居浜市が郵便局を 収納代理郵便官署として指定するものとする。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	女性政策事業			
調整方針(案)	男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとし、今後もより一層の充実を図るものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
男女共同参画推進事業	<p>1 計画 名称：いちのみやし男女共同参画計画 目的：男女共同参画社会の実現 策定：平成12年3月 計画期間：平成12年～22年度</p> <p>2 情報誌 名称：「いーぶん」～素敵なパートナーとなるために～ 発行：年2回・各5,000部</p> <p>3 懇話会 名称：一宮市男女共同参画推進懇話会 構成：有識者15名 報償費：1人7,200円 開催：年2回</p> <p>4 推進会議(内部会議) 名称：一宮市男女共同参画推進会議 組織：幹部会議を構成する者 開催：年1回</p>	<p>男女共同参画講演会 男女共同参画週間に実施(年1回)</p>	<p>該当事業なし</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。 * 講演会は廃止。</p>



# 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
5．暮らしの便利帳	平成3年3月版をもって廃止。	行政に関することを知りたいときに、これを見ればわかるという生活に役立つ便利帳を作成 今年度からはこれをA4版24ページにし、全戸および転入者に無料配布を予定。	仮称 暮らしのガイドブック 行政に関することを知りたいときに、これを見ればわかるという生活に役立つ便利帳を作成。	尾西市の制度に合わせる。 * 合併時に1回だけ作成配布し、その後は公共施設案内を作成する。
6．公共施設案内	市・県・国の公共施設の位置を記載した「市民のひろば・公共施設案内」を製作。転入者に窓口で配布するとともに、成人式の出席新成人にも同様に配布する。	該当事業なし。	公共施設、史跡などを記載した地図及び「木曽川町ガイド」を隔年で製作。	一宮市の制度に合わせる。
7．広報ファイル	平成12年分の配布を行って、以降廃止している。	毎年印刷し、各世帯に配布する。 また市内に転入してきた人にも窓口で配布する。 印刷部数22,000部。 昨年度実績 = 833,910円	毎年印刷し、各世帯に配布する。 また市内に転入してきた人にも窓口で配布する。 印刷部数10,000部。 昨年度実績 = 456,750円	合併時に統一したファイルを作成し、各世帯に配布する。以後は必要に応じて作成する。
8．市民ポスト等	市民等からの意見、要望などを市民ポスト、ファクス、市民メール、市長への手紙として受け付ける。 担当課へ処理依頼、市長へ報告。 14年度実績～ポスト117件、ファクス101件、メール303件、手紙62件。	市民等からの意見、要望などを提案箱、ファクス、市民メール、市長への手紙として受け付ける。 担当課へ処理依頼、市長へ報告。 14年度実績～提案箱3ヶ所 = 45件、ファクス59件、郵送24件、他2件、メールは昨年度は休止していたが、H15年5月26日より再開した。	市民等からの意見、要望などを町民ポスト、ファクス、市民メール、市長への手紙、「夜の町長室」として受け付ける。 14年度実績～ポスト13件、ファクス0件、メール = 34件 夜の町長室（毎週木曜日午後7時より） = 13件。  *夜の町長室：毎週木曜日午後7時～9時に町民が町長と面談。（事前予約必要）町民から意見、要望等を聞く。	一宮市の制度に合わせる。
9．市政モニター会議	当該事業なし	《広報広聴モニター制度》 1 年6回開催 2 モニター15人(公募7人) 3 内容 広報紙への意見および市政についての意見を市長に提案。 4 報酬 1人年額15,000円	当該事業なし	尾西市の制度に合わせる。

# 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
10. 市内施設めぐり	<p style="text-align: center;">《親子施設めぐり》</p> <p>1 時期 夏休み期間の3日間。                  2 対象 小学校4年生以上の親子。                  3 定員 1日30人                  4 内容 バスで総合卸売市場・消防署・環境センター・エコハウス138・博物館を見学。                  * 毎年上記5施設を回るが、新たな施設があればコース変更も検討する。</p>	<p style="text-align: center;">《市の施設めぐり》</p> <p>市の出前講座の中で、市の施設をバスで案内し、見学、説明する。見学場所は希望に応じ、設定。昨年度実績は1件、30人参加。</p>	当該事業なし	新たな事業として、合併した年に限り実施する。
11. 市政情報案内	<p>市政情報の提供を民間会社に委託。電話での市政に関する問い合わせに対し、オペレーターが対応する。                  広報誌をもとに施設・生活・行催事などの情報提供を行い、年中無休で午前7時から午後11時まで受け付ける。</p>	当該事業なし	当該事業なし	一宮市の制度に合わせる。